2026年11月11日

各　位

会　社　名　クリングルファーマ株式会社
住　　所　大阪市北区中之島四丁目３番51号
Nakanoshima Qross未来医療R&D センター10階
代表者名　代表取締役社長 ＣＥＯ安達喜一
（コード番号：4884 東証グロース）
問い合わせ先　取締役執行役員経営管理部長 村上浩一
TEL. 06-7653-6728

第三者割当による株式、第19回新株予約権及び第20回新株予約権（行使価額修正条項選択権付）の発行、並びに新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）の締結に関するお知らせ

当社は、2026年11月11日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、丸石製薬株式会社（以下「丸石製薬」といいます。）及びゼノアックホールディングス株式会社（以下「ゼノアック HD」といい、丸石製薬とあわせて、個別に又は総称して「株式割当予定先」といいます。）に対して新株式（以下「本新株式」といいます。）を発行すること、マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「マッコーリー」又は「新株予約権割当予定先」といいます。また、株式割当予定先とあわせて、個別に又は総称して、「割当予定先」といいます。）に対して第19回及び第20回新株予約権（以下、文脈に応じて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生を条件として、新株予約権割当予定先との間で新株予約権買取契約（ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）を締結することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

１．募集の概要

＜本新株式＞

（１）　払込期日	2026年12月７日
（２）　発行新株式数	発行新株式数は、丸石製薬及びゼノアックHDのそれぞれに対する割当予定金額である３億円及び２億円を下記「（３）発行価額」欄の記載に従って算出される金額で除した数（100株未満切捨て）の株式数の合計額とします。 なお、発行決議日の直前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「終値」といいます。）である519円の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額を発行価額と仮定した場合、発行される新株式数は1,046,000株となります。 「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらないものとします。
（３）　発行価額	発行価額は、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式及び本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年11月18日から2026年11月20日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日の終値の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額とします。 但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の終値の92%を下回る場合には、発行価額は、発行決議日の直前取引日の終値の

	92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額とします。
（４）　資金調達の額	本新株式の発行価額に上記「（２）発行新株式数」欄記載の発行新株式数を乗じた金額となります。 なお、発行決議日の直前取引日の終値である 519 円の 92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額を発行価額と仮定した場合、調達資金の額は 499,988,000 円となります。
（５）　資本組入額の総額	上記「（２）発行新株式数」欄記載の発行新株式数に本新株式の発行価額を乗じて算出される金額を２で除した金額（１円未満端数切上げ）となります。
（６）　募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。但し、かかる株式数は、本新株式が、１株当たり発行決議日の直前取引日の終値である 519 円の 92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額で発行されると仮定した場合の見込数であり、株式割当予定先である丸石製薬及びゼノアック HD のそれぞれに対する割当予定金額である３億円及び２億円のそれぞれを発行決議日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額である 478 円で除した数（100 株未満切捨て）として算出しております。実際の発行数は、丸石製薬及びゼノアック HD のそれぞれに対する割当予定金額である３億円及び２億円のそれぞれを条件決定日に決定される発行価額で除した数（100 株未満切捨て）となります。 丸石製薬　　627,600 株 ゼノアック HD　　418,400 株
（７）　その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

＜本新株予約権＞

（１）　割当日	2026 年 12 月７日
（２）　発行新株予約権数	21,460 個 第 19 回新株予約権　10,730 個 第 20 回新株予約権　10,730 個
（３）　発行価額	総額 4,452,950 円（第 19 回新株予約権１個当たり 228 円、第 20 回新株予約権１個当たり 187 円） 但し、条件決定日において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「５．発行条件等の合理性（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容②本新株予約権」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、各本新株予約権１個当たりの発行価額に、それぞれの本新株予約権の総数を乗じた金額の合計額となります。
（４）　当該発行による 潜在株式数	2,146,000 株（新株予約権１個につき 100 株） 第19回新株予約権　1,073,000株 第20回新株予約権　1,073,000株 上限行使価額はありません。 第19回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、行使価額の下限はありません。第20回新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は260円（但し、第20回新株予約権の発行要項第11項の規定による調整を受けます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,073,000株です。
（５）　調達資金の額	1,705,252,950 円（差引手取概算額）（注）

（６）	行使価額及び 行使価額の修正条件	＜第 19 回新株予約権＞ 第 19 回新株予約権の行使価額は 600 円です。第 19 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。 第 19 回新株予約権の行使価額は、第 19 回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。 ＜第 20 回新株予約権＞ 第 20 回新株予約権の当初行使価額は 1,000 円とします。 第 20 回新株予約権の行使価額は、当初固定としますが、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決定がなされた場合、行使価額は第 20 回新株予約権の発行要項に基づき修正されることになります。第 20 回新株予約権の発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を第 20 回新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとします。当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して 10 取引日目の日又は別途当該決議で定めた 10 取引日目の日より短い日以降、第 20 回新株予約権の発行要項第 12 項に定める期間の満了日までの間に行われる第 20 回新株予約権の行使請求については、行使価額は各修正日（以下に定義します。）の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、第 20 回新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第１項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（第 20 回新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整します。）（以下「発行決議日終値」といいます。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 第 20 回新株予約権の行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の 50%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額である 260 円を下回らないこととします（以下「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「修正日」とは、各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいいます。 また、第 20 回新株予約権の行使価額は、第 20 回新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
（７）	募集又は割当方法 （割当予定先）	マッコーリー・バンク・リミテッドに対して、第三者割当の方法によって行います。
（８）	新株予約権の行使期間	2026 年 12 月８日から 2028 年 12 月８日までとします。
（９）	その他	1)　当社は、新株予約権割当予定先との間で、本新株予約権に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。 2)　本新株予約権買取契約においては、マッコーリーが当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、マッコーリーからの譲受人が本新株予約権買取契約上のマッコーリーの権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

（注）本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価

額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額に相当する金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の発行金額の総額については、発行決議日の直前取引日の終値等の数値を前提として算定した見込額であり、本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

※ 本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株式のように、株式を第三者割当の方法により発行する場合、通常、一回の発行決議により条件を決定します。

しかし、今般の発行においては、発行決議日と同日に、2026年９月期決算短信を公表しており、これに対する市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。かかる場合に、一回の発行決議により発行決議日以前の株価を参照して条件を決定した場合、上記公表による株価への影響は考慮されないこととなります。このような状況を考慮し、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮に上記公表によって株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における本新株式の実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、かかる公表による株価の上昇を一定程度反映した上で本新株式の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。

そこで、本日一回目の本新株式の発行決議を行った上で、株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定めることとし、当該条件決定日までの間の株価の値動きを考慮し、条件決定日における二回目の発行決議により本新株式の発行条件を最終的に決定しようとするものであります。

具体的には、通常の株式の第三者割当における条件決定の方法を踏まえつつも、上記のとおり株価への影響も考慮するために、本新株式の発行価額は、当社普通株式１株当たり、条件決定日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額とします。但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の終値の 92%を下回る場合、本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額とします。

当社は、当社普通株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が 2026 年９月期決算短信の公表を織り込むために要する日数としては、５取引日から７取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から５取引日から７取引日後にあたる、2026 年 11 月 18 日から 2026 年 11 月 20 日までの期間のいずれかの日に設定することといたしました。なお、2026 年９月期決算短信に関する詳細につきましては、発行決議日付で別途公表されております「2026年９月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」をご参照ください。

※ ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

本新株予約権については、ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」を採用しております。この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を定め、これを行使価額として設定した新株予約権です。これは、将来の株価上昇を見越し、異なる行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に全ての条件を決定します。

しかし、今回の資金調達においては、発行決議日と同日に、2026年９月期決算短信を公表するとともに、各株式割当予定先との関係の深化を目的とした本新株式の発行を公表しており、これに対する市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ると考えております。このような状況下において、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定を行う必要があると考えております。すなわち、発行決議日以降に株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であると考えております（なお、株価が下落した場合には、かかる下落は反映されません。詳細は下記「※本新株予約権の発行価額の決定方法」に記載のとおりです。）。

したがって、2026年９月期決算短信及び本新株式の発行の公表に伴う株価への影響の織り込みのために、本日より５取引日から７取引日後に当たる日を条件決定日として設定しています。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「５．発行条件等の合理性（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容②本新株予約権」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の取引所の終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、第 19 回新株予約権１個につき金 228 円、第 20 回新株予約権１個につき金 187 円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日の直前取引日時点において、下記「５．発行条件等の合理性（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容②本新株予約権」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、第 19 回新株予約権１個につき金 228 円、第 20 回新株予約権１個につき金 187 円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、それぞれの本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第 19 回新株予約権１個につき金 228 円、第 20 回新株予約権１個につき金 187 円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、第 19 回新株予約権１個につき金 228 円、第 20 回新株予約権１個につき金 187 円のままで据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権１個当たりの発行価額が、本日（発行決議日）現在の価値（第19回新株予約権１個につき金 228 円、第 20 回新株予約権１個につき金 187 円）を下回って決定されることはありません。

２．募集の目的及び理由

当社は、2026 年９月に米国での脊髄損傷急性期*を対象とし開発を進めている組換えヒト HGF タンパク質*について、このたび米国食品医薬品局（以下「FDA*」といいます。）に対し、米国における第Ⅲ相臨床試験の開始に向けた新薬治験開始申請（IND*申請）を提出し、2026 年 10 月に FDA による審査期間が終了し、IND が発効しました。その米国での治験準備をさらに進めるにあたり、治験用製剤製造の準備や追加非臨床試験の実施等の準備資金及び2023 年９月から取り組んでおりますクラリス・バイオセラピューティクス社との組換えヒト HGF タンパク質の原薬製造法効率化研究資金等に充当することを目的として、本新株式及び本新株予約権を発行いたします（以下、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を、「本資金調達」といいます。）。募集の背景となる当社の事業概要と、本資金調達の目的及び理由について、以下に記載いたします。また、資金調達額の詳細と具体的な資金使途については、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりであります。

（1）募集の背景

① 当社の事業概要

当社は、『難治性疾患治療薬の研究開発を行い、難病に苦しむ患者さんに対して画期的な治療手段を提供し、社会に貢献すること』を企業理念とする創薬バイオベンチャーです。現在、国産の再生創薬シーズ*である組換えヒト HGF タンパク質を開発パイプライン*として、複数の臨床試験を実施しております。2026 年９月末時点で、臨床試験まで進んでいるパイプライン４件の進捗状況は下図のとおりであります。当社の特徴は、開発後期（レイトステージ）のパイプラインを複数有することです。すなわち、脊髄損傷急性期は第Ⅲ相試験を終了し、国内承認申請に向けて PMDA*と協議を終え、追加の臨床試験を開始しております。声帯瘢痕*は第Ⅲ相試験実施中、ALS*（筋萎縮性側索硬化症）は第Ⅱ相試験終了（追加解析実施中）の段階にあります。

第一パイプラインの脊髄損傷急性期については、国内にて実施中の第Ⅲ相試験（多施設共同非ランダム化試験*）を終了し、国内承認申請に向けて PMDA と協議を行っておりましたが、2025 年７月 16 日付「日本における脊髄損傷急性期治療薬の承認申請に向けた今後の開発方針について」のとおり、PMDA の見解を踏まえ、組換えヒト HGF タンパク質の有効性を検証する臨床試験を追加実施することとなりました。また、欧米及びアジアのテリトリーに関しては、提携パートナーによる開発を想定しており、米国での臨床開発については、2023 年９月に発行した第 13 回新株予約権により調達した資金を活用し、2026 年９月に FDA への IND 申請を行い、2026 年 10 月に FDA による審査期間が終了し、IND が発効しました。なお、2025 年６月 11 日付「脊髄損傷急性期を対象とする組換えヒト HGF タンパク質（KP-100IT）米国における希少疾病用医薬品指定の取得のお知らせ」のとおり、FDA より、希少疾病用医薬品指定*（Orphan Drug Designation）を取得しております。

第二パイプラインの声帯瘢痕については、国内にて第Ⅲ相試験（プラセボ対照二重盲検比較試験*）を開始しました。2023 年１月に最初の症例登録が行われ、その後、2024 年５月 16 日付「声帯瘢痕に対する HGF（肝細胞増殖因子）の第Ⅲ相臨床試験における治験実施施設（山王メディカルセンター）の追加について」で開示いたしましたとおり、治験実施施設を１施設追加、さらに 2025 年１月 29 日付「声帯瘢痕に対する HGF（肝細胞増殖因子）の第Ⅲ相臨床試験における治験実施施設（藤田医科大学病院、福岡山王病院）の追加について」で開示いたしましたとおり、同施設をさらに２施設追加し、現在、全国８か所の医療機関において症例組入れを完了しており、2026 年内には治験が終了する予定です。

第三パイプラインの ALS については、国内にて第Ⅱ相試験（プラセボ対照二重盲検比較試験）を医師主導治験*として終了しております。かかる試験の主要・副次評価項目に関して統計的な有意差は認められませんでしたが、実薬投与群において病気の進行が遅い症例もあることから、2024 年４月 19 日付「ALS を対象とする第Ⅱ相臨床試験（医師主導治験）の追加解析に関する東北大学との共同研究開始のお知らせ」で開示いたしましたとおり、2024 年４月に東北大学と共同研究契約を締結し、東北大学によるバイオマーカー評価等の追加解析を実施中であります。当該追加解析の結果に基づいて、日本及び欧米の提携パートナーを獲得し、その後の開発を進めることを想定しております。

第四パイプラインの急性腎障害については、米国にて第Ⅰa 及びⅠb 相試験を終了し、静脈内投与での安全性と薬物動態を確認しました。第Ⅱ相試験は大規模なプラセボ対照二重盲検比較試験となることが想定されるため、米国での提携パートナーを得た上で開発を進める方針です。一方で、前述のとおり、試験実施には膨大な費用が必要であり、かつ競合会社も少なくないことから、探索にはかなりの時間を要しております。

優先順位	対象疾患	国	開発段階	臨床試験			申請承認	販売
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相		
1	脊髄損傷急性期	日本	第Ⅰ/Ⅱ相試験（プラセボ対照二重盲検比較試験）終了、POC取得済み、希少疾病用医薬品指定取得済み、第Ⅲ相試験（単群非盲検試験）終了、第Ⅲ相追加試験（単群非盲検試験）実施中	終了	終了	終了 追加治験実施中	症例組入れ開始	
		米国	第Ⅲ相試験（プラセボ対照二重盲検比較試験）準備中、治験届（IND）の審査終了			治験準備中	IND発効	
2	声帯瘢痕	日本	第Ⅰ/Ⅱ相試験（オープンラベル用量漸増試験、医師主導治験）終了、第Ⅲ相試験（プラセボ対照二重盲検比較試験）実施中	終了	終了	実施中	症例組入れ完了	
3	ALS	日本	第Ⅱ相試験（プラセボ対照二重盲検比較試験、医師主導治験）終了、主要・副次評価項目に統計的有意差なし、追加解析実施中	終了	終了	追加解析実施中		
4	急性腎障害	米国	第Ⅰa, b相試験（オープンラベル用量漸増試験）終了、安全性、薬物動態確認済み パートナー探索中	終了	パートナー探索中			

② 当社の事業モデル

当社の事業モデルは、３つのモデル（A 自社開発・販売モデル、B 導出・共同開発モデル、C 原薬供給モデル）を対象疾患や提携先に応じて組み合わせたハイブリッド型を志向しております。国内における脊髄損傷急性期と声帯瘢痕は、A モデルと B モデルのハイブリッド（自社開発と販売提携）による事業化を目指しています。脊髄損傷急性期については、すでに販売提携先との契約が成立しており、薬事承認後のサプライチェーンを構築済みであります。すなわち、当社が製造販売元となり、周術期・急性期医療のスペシャリティーファーマである丸石製薬が販売元となって、国内大手医薬品卸である東邦ホールディングス株式会社を介して、全国の救急病院に医薬品が届けられる見込みです。声帯瘢痕についても、2026 年９月に、同じく当社が製造販売元となり、丸石製薬が販売元とする販売独占契約を締結いたしました。一方、ALS と急性腎障害は B モデルによる事業化を目指しております。また、C モデルにより、米国のクラリス・バイオセラピューティクス社に HGF タンパク質原薬を供給しております。同社は、ハーバード大学発の創薬バイオベンチャーで、北米において眼科疾患を対象に HGF タンパク質製剤の開発を進めております。

また当社では、脊髄損傷の急性期から慢性期への適応拡大（細胞治療等との併用療法）、及び声帯瘢痕から他の線維化疾患*（肺線維症、肝硬変、心筋梗塞、慢性腎不全等）への適応拡大の２つを今後の成長戦略の柱と位置付けております。

当社は、上述のハイブリッドビジネスモデルを基盤として HGF タンパク質製剤の適応拡大と海外市場開拓を行うことが、中長期的な事業価値の最大化につながると考えております。当社は、これを着実に達成することにより、『難病に苦しむ患者さんに対して画期的な治療手段を提供し、社会に貢献する』という企業理念を実現し、最終的には、創薬バイオベンチャーからバイオ製薬企業へと進化してまいります。

③　前回資金調達の状況及び支出予定時期の変更

＜第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び行使により調達した資金の使途＞

当社は、2025年７月16日付「第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、①脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用、②声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用及び③運転資金に充当するため、第16回新株予約権（以下「前回新株予約権」といいます。）による資金調達を実施いたしました。

前回新株予約権の発行及びその行使により実際に調達された資金（発行時における発行価額の総額（約1百万円）及び前回新株予約権の行使に際して払い込まれた金額（約730百万円）の合計額から発行諸費用を控除した金額）は、差引手取額約722百万円となりました。なお、前回新株予約権については、発行した合計17,000個全部につき行使が完了しておりますが、前回新株予約権の発行後、当社普通株式の普通取引の終値が当初行使価額（832円）を下回って推移したため、上記の実際の資金調達総額は、当初の想定調達額（差引手取概算額1,404百万円。全ての前回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額）を下回ることとなりました。

当社は、実施時期の早いものから優先して調達資金を充当することとしておりましたので、かかる結果を受けて、前回新株予約権による調達資金については、下記のとおり、充当する予定金額を減額しております。なお、①脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用につきましては、登録症例数が、当初の想定よりも少なくなったため、また、②声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用につきましては、想定よりも製造関連費用が高額となったため、支出予定金額を増額の上で、支出予定時期を以下のとおり変更いたします。さらに、③運転資金につきましては、当初想定していた金額677百万円に比して、実際に調達できた金額が大きく減額いたしましたので、支出金額を減額の上で、支出予定時期を以下のとおり変更いたします。

かかる変更後における、前回新株予約権により実際に調達した資金の具体的な使途ごとの内訳、支出予定時期及び2026年９月末日時点における充当状況については、以下のとおりです。

（変更前）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用	480	2025年10月～2028年９月
②　声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用	247	2025年10月～2028年９月
③　運転資金	677	2025年10月～2027年９月
合計	1,404	

（変更後）

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用	254 （充当済金額：103）	2025年10月～2028年９月
②　声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用	348 （充当済金額：0）	2026年10月～2028年９月
③　運転資金	120 （充当済金額：120）	2025年10月～2026年９月
合計	722 （充当済金額：223）	

（注）変更箇所に下線を付しております。

前回新株予約権による調達資金のうち499百万円については現時点で未充当ですが、脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用につきましては、支出予定時期に患者組入れを予定しており、また声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用につきましても、当初から予定している上記資金使途に、変更後の支出予定時期のとおりそれぞれ充当する予定です。

資金使途及び支出予定時期に変更があった場合には、すみやかに開示させていただきます。
なお、2023年８月に実施した第13回新株予約権に伴い調達した資金883百万円は、脊髄損傷急性期を対象とする米国での臨床開発及び製造開発準備費用及び運転資金として全額を充当しております。

（２）募集の目的及び理由－米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進と新原薬製造法の研究推進
当社は、本資金調達により調達した資金により、以下に記載のとおり、米国での治験準備の推進及び新原薬製造の効率化を推進することで、組換えヒト HGF タンパク質の事業価値をさらに高めることを企図しております。

① 米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用
当社は、次の理由から、米国において脊髄損傷急性期を対象とする治験準備をさらに推進いたします。
当社は、脊髄損傷急性期を対象とする組換えヒト HGF タンパク質の自社開発を第一パイプラインと位置づけ、国内ではすでに希少疾病用医薬品指定を受けて、第Ⅰ/Ⅱ相試験、第Ⅲ相試験を終了し、第Ⅲ相の追加試験を実施しております。一方、海外については提携パートナーを得て開発を進める方針のもと、すでに複数の製薬・バイオ企業と交渉を進めておりますが、提携パートナーの獲得にまでは至っておりません。
当社は、2026 年９月 26 日付の「脊髄損傷急性期を対象とする oremepermin alfa の米国 FDA に対する IND（新薬治験開始）申請のお知らせ」において開示しているとおり、医薬品の最大の市場である米国において既に FDA に対して IND 申請を行い、2026 年 10 月に FDA による審査期間が終了し、IND が発効しましたが、脊髄損傷急性期に対する開発戦略をさらに深化、具体化することが、米国での他社との提携において、自社の価値最大化につながると考え、今回の調達資金により治験用製剤の製造準備や治験に必要な追加非臨床試験、米国内のマーケット調査費用などを確保することが重要であると判断いたします。
これにより、米国での NDA*（新薬承認申請）までの開発戦略をさらに明確にできると考えております。結果、提携パートナーとリスク・プロフィットをシェアする共同開発のスキームをより具体的に提案できるため、今後の提携交渉を有利に進めることが可能になると考えております。

② 新たな製造方法による組換えヒト HGF タンパク質原薬の製造体制の構築準備費用
当社が HGF タンパク質原薬を供給しているクラリス・バイオセラピューティクス社は、米国とカナダにおいて神経栄養性角膜炎を対象に第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験を完了し、現在、同社は角膜上皮幹細胞疲弊症及び角膜瘢痕を対象とする第Ⅰ相試験を実施中であります。両社における開発進捗とその後の薬事承認、さらには適応拡大や海外市場開拓を考えますと、今後、組換えヒト HGF タンパク質の必要量がますます増えていくと見込んでおります。そこで、両社で米国を含む全世界での安定供給を見据えて、2023 年９月より組換えヒト HGF タンパク質の製造法効率化を進めております。量産化に向けた検討を完了し、今後、医薬品原薬として製造可能な体制を構築する準備を進めるための費用が必要となります。

③ 国内原薬製造
当社では、HGF タンパク質原薬を一定量在庫として保有しておりますが、クラリス・バイオセラピューティクス社への原薬供給等で、在庫の適正水準を下回ってきたため、新たに HGF タンパク質原薬を製造する必要があります。

当社では、上記①及び②を速やかに実行し、組換えヒト HGF タンパク質の事業価値を最大化することが、中長期的な企業価値の飛躍的な向上につながると考えております。これまで当社は粛々と限られた資金等のリソースを、脊髄損傷急性期及び声帯瘢痕対象とする国内開発に優先的に投下してきました。第一パイプラインである脊髄損傷急性期の国内追加治験及び第二パイプラインの声帯瘢痕の市販化準備費用につきましては、過去の資金調達により充足できましたが、医薬品の最大の市場である米国における治験準備を推進し、提携パートナーを獲得することが当社価値の最大化に繋がると判断いたしております。
当社は 2026 年９月期の業績で 442 百万円の売上を確保いたしましたが、研究開発費等で 1,185 百万円の費用を計上し、813 百万円の純損失を計上することとなりました。結果、2026 年９月末現在 1,681 百万円の現金及び預金を保有しておりますが、そのうち 627 百万円は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の CiCLE 事業*に伴う支援金の担保として提供されており、実質的には普通預金 1,053 百万円が運転資金となります。2027 年９月期の通期業績予想につきましても、決算短信にて開示いたしましたとおり、1,775 百万円の純損失を計上する見込みであります。また、上記のとおり前回新株予約権発行に伴う調達資金については、脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用及び声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発のための費用に充当する方針であります。従って、上記①、②及び③を実行に移すためには、新たな資

金調達が必要であると判断し、本新株式及び本新株予約権を発行することといたしました。

（用語解説）

用語	意味・内容
シーズ	医薬品の元となる物質。
組換えヒトHGF タンパク質	ヒトのHGF（Hepatocyte Growth Factor：肝細胞増殖因子）遺伝子を遺伝子組換え手法を用いて宿主細胞に導入し、その宿主細胞を培養することによって製造したヒトHGFタンパク質。
開発パイプライン	医薬品の候補物質とその適応症。
脊髄損傷急性期	脊髄損傷（事故や転倒により脊髄に強い外力が加わり、組織が損傷を受けた結果、運動神経や感覚神経の機能が失われ、運動障害や感覚障害を発症する疾患）の受傷直後から約２週間の期間。
PMDA	独立行政法人医薬品医療機器総合機構のこと。健康被害救済、医薬品や医療機器などの承認審査、市販後における安全対策を業務としている。
声帯瘢痕	声帯の物性が固く変化（線維化、瘢痕化）して動きが悪くなることによって声を出しにくくなる疾患。声帯の外傷や炎症、声帯の手術後などに起こりやすいことが知られている。
ALS	筋萎縮性側索硬化症。手足・のど・舌の筋肉や、呼吸に必要な筋肉が次第にやせて力がなくなっていく病気。筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かし、かつ運動をつかさどる神経（運動ニューロン）が選択的に障害を受ける。
多施設共同非ランダム化試験	被検者を無作為（ランダム）に分けず、複数の治験実施医療機関において共同で行う試験。
FDA	アメリカ食品医薬品局（Food and Drug Administration）の略称で、食品・医薬品などを取り締まる米国の政府機関。
IND	FDAが使う治験届け出制度を指す略語。
プラセボ対照二重盲検比較試験	医師及び患者等の関係者がプラセボ（偽薬）か被験薬かがわからない状態で行う試験。試験終了後に開鍵し、被験薬投与群とプラセボ群の間で有効性や安全性を比較する。
医師主導治験	治験の準備から管理・運営を医師自らが行う治験。2003年に薬事法が改正され、製薬企業等と同様に医師自ら治験を実施できるようになった。
希少疾病用医薬品指定	患者数が少なく（日本においては５万人未満）、治療法が確立していない、重篤な疾患等の条件に合致する医薬品のこと。
線維化疾患	臓器が弾性を失って硬化（線維化）し正常な役割が出来なくなる疾患。肺、心臓、肝臓、腎臓、皮膚等々、重要な臓器で起こり得る。現在、この病気に対する根本的な治療薬は開発されていない。
CiCLE事業	医療研究開発革新基盤創成事業のこと。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療研究の革新を目指して産学官の連携を強化し、新しい医療技術や治療法の開発を通じて、社会の健康に貢献することを目指しているプロジェクト。
NDA	FDAが使う新薬承認申請制度を指す略語。

（３）資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「（４）本資金調達の特徴 ＜他の資金調達方法との比較＞」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「（４）本資金調達の特徴」に記載の「＜メリット＞」及び「＜デメリット＞」を総合的に勘案した結果、当初の証券発行時点で一定の資金が調達可能な本新株式の発行と、将来株価が上昇したタイミングで段階的に資金調達が実現するTIPを組み合わせることは、当社の現状を踏まえた財務戦略としてもっとも有効かつ効率的であると判断し、本資金調達のスキームを採用することといたしました。

（４）本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が本新株式の発行により、当初の証券発行時点で一定の資金を調達できるとともに、本新株予約権に係る資金調達を組み合わせることで、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴う段階的な資金調達による資本の拡充を目的とするものです。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、以下に記載した「＜デメリット＞」及び「＜他の資金調達方法との比較＞」を踏まえ、本新株式及び本新株予約権による資金調達が、当社のニーズを充足し

得る現時点における最良の選択であると判断いたしました。

＜メリット＞

① 当初における一定の資金の調達

本新株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

② 固定行使価額（ターゲット株価）による調達

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を２回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで２通りの行使価額を設定しております。２通りの行使価額の設定は、株価が上昇したタイミングで予め設定したターゲット株価で資金調達を達成し、調達した資金を用いて当社企業価値を向上させることにより、更なる株価上昇と次のターゲット株価における資金調達を目指す、というサイクルを企図しております。

なお、第 20 回新株予約権について、行使価額は原則として当初行使価額に固定されますが、当社株価が当初行使価額を下回る状況においても第 20 回新株予約権が行使される可能性を高めるため、当社取締役会が必要と判断し、行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、行使価額が修正される設計となっています。この設計により、仮に当社株価が低迷した場合に第 20 回新株予約権の行使が進まないリスクを低減することができると同時に、当社株価が大きく上昇した場合においても、行使価額修正選択権の行使により調達額を増額することが可能となります。第 20 回新株予約権について、行使価額修正に係る取締役会決議を行った場合には速やかに開示いたします。

③ 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に示される合計 2,146,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

④ 取得条項

本新株予約権について、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、15 取引日前までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

⑤ 資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

株式及び新株予約権の発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれの当初行使価額を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該当初行使価額における資金調達をスタンバイさせることができます。

⑥ 不行使期間

本新株予約権買取契約において、不行使期間が定められる予定です。当社は、本新株予約権の行使期間中、マッコーリーが本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を合計４回まで定めることができます。１回の不行使期間は 20 連続取引日以下とします。当社はマッコーリーに対し、当該期間の初日から遡って１取引日前までに書面により不行使期間の通知をすることにより、不行使期間を設定することができます。また、当社は、各不行使期間を連続して設定することも可能であり、合計４回の不行使期間を連続して設定した場合には、最大で 80 連続取引日の不行使期間を設定することができます。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、マッコーリーに対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。なお、本新株予約権の発行要項第 14 項第(１)号又は第(２)号に基づく通知がなされた後取得日までの期間には、不行使期間を定めることはできません。不行使期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。当社がマッコーリーに対して不行使期間を

定める通知又は不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

⑦ 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、新株予約権割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、当社取締役会の事前の承認がない限り、新株予約権割当予定先から第三者へは譲渡されません（但し、本新株予約権については、新株予約権割当予定先の関連会社に譲渡される場合を除きます。）。

＜デメリット＞

① 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

② 株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

本新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達が達成されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がこれらの行使価額を下回って推移した場合は本新株予約権者による権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。

③ マッコーリーが当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

マッコーリーの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、同社が本新株予約権を行使して取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、マッコーリーによる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

④ 希薄化

本新株式の発行と同時に希薄化が一度に生じ、本新株予約権の行使が進んだ場合、本新株予約権のみで合計 2,146,000 株の新株式が交付される可能性があり、既存株式の希薄化が生じることになります。

⑤ エクイティ性証券の発行の制限

本新株予約権買取契約において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本新株予約権買取契約締結日から、１）本新株予約権の行使期間の満了日、２）当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、３）当社がマッコーリーの保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び４）本新株予約権買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、マッコーリーの事前の書面による同意がない限り、原則として、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。詳細については、下記「６．割当予定先の選定理由等（７）ロックアップについて」をご参照ください。

⑥ 買取請求

本新株予約権買取契約には、マッコーリーは、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

(i) いずれかの取引日において、当該取引日（同日を含みます。）を末日とする 20 連続取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格の単純平均値（但し、当該 20 連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が、2026 年 11 月 10 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%（260 円）（但し、本新株予約権の各発行要項第 11 項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合

(ii) いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ 20 連続取引日間の当社普通株式の１取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金が、2026 年 11 月 10 日（同日を含みます。）に先立つ 20 連続取引日間の当社普通株式の１取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金の 50%（121,510,186 円）を下回った場合

(iii) 取引所における当社普通株式の取引が５連続取引日以上の期間にわたって停止された場合

マッコーリーにより買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して 15 取引日の日（但し、当該新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、当該新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。マッコーリーが当社に対して本新株予約権の買取請求を行った場合には、当該新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、当該新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、本新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

＜他の資金調達方法との比較＞

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化への懸念は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社は最近２年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

⑤ 社債又は借入による資金調達

社債又は金融機関等からの借入による資金調達は、既存株主の持分に希薄化を生じさせないというメリットがある一方で、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があります。また、当社の現状の財務状況や、今回目標としている調達規模に鑑みると、現時点において社債又は金融機関からの借入による資金調達を行うことは事実上困難であると考えられることから、今回の資金調達手法としては適当でないと判断いたしました。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(１)調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額	2,221,240,950円
発行諸費用の概算額	16,000,000円
差引手取概算額	2,205,240,950円

（注） １．上記払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額に、本新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計を合算した金額であります。上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

２．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用、弁護士費用、新株予約権公正価値算定費用、割当予定先の調査費用、司法書士費用及び登記費用等の合計額であります。
３．本新株式の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額を本新株式の発行価額と仮定した場合の金額ですが、本新株式の最終的な発行価額は、条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額とします。但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の終値の92%を下回る場合、本新株式の発行価額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額とします。
４．本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日における終値等の数値を前提として算定した見込額です。本新株予約権の最終的な発行価額は条件決定日に決定されます。
５．本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。
６．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株式の発行並びに本新株予約権の発行及び行使によって調達する差引手取概算額は、上記のとおり2,205百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。なお、支出の優先順位といたしましては、①米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用、③国内原薬製造、④運転資金、②新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用を想定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用	678	2026年12月～2028年９月
②　新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用	640	2026年12月～2028年９月
③　国内原薬製造	310	2026年12月～2028年９月
④　運転資金	577	2026年12月～2028年９月
合計	2,205	

（注）調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する計画です。

①　米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用

上記「２．募集の目的及び理由　（２）募集の目的及び理由－米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進と新原薬製造法の研究推進　①米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用」に記載のとおり、米国での治験準備に必要な治験用製剤の試験製造費用として3.6億円、非臨床試験費用として1.2億円、治験準備に必要なCROやコンサルティング会社に支払うフィーで1.5億円、その他米国での脊髄損傷医薬品市場の市場調査費用として0.3億円の合計6.7億円を充当する予定です。

②　新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用

上記「２．募集の目的及び理由　（２）募集の目的及び理由－米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進と新原薬製造法の研究推進　②新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用」に記載のとおり、調達資金のうち、新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備に係る費用として6.4億円を充当する予定です。

③　国内原薬製造

上記「２．募集の目的及び理由　（２）募集の目的及び理由－米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進と新原薬製造法の研究推進　③国内原薬製造」に記載のとおり、新たに国内での適正原薬在庫量を

確保するため、調達資金のうち、原薬製造費用として3.1億円を充当する予定です。

④ 運転資金

当社は、研究開発が先行する創薬バイオベンチャーであり、営業損失の計上が当面は続く見込みです。上記①、②及び③を積極的に推進するため、今回調達する資金のうち5.7億円を2026年12月から2028年９月までの人件費、支払報酬、地代家賃、旅費交通費等の一般管理費の一部を運転資金として充当する予定です。かかる運転資金への充当額は、当社における過去の実績を踏まえて見積もっております。

４．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回の第三者割当により調達する資金を、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、中長期的な企業価値の向上を図ることができると見込んでおります。よって、当該資金使途は、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

５．発行条件等の合理性

（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

①本新株式

上記「１．募集の概要 ※本新株式について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に2026年９月期決算短信を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本新株式１株当たりの払込金額を、条件決定日の直前取引日の終値の92%に相当する金額（但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の終値の92%を下回る場合、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額）とする予定です。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしましたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、条件決定日の直前取引日の終値の92%を基準としているものの、発行決議日の直前取引日の終値の92%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより株式割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各株式割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、決議に参加できる取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。なお、仮に本新株式の払込金額が発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額である478円となった場合、かかる払込金額は、発行決議日の直前取引日までの直近１か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値581円（円未満切捨て）に対して17.73%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、本５.において同じです。）、発行決議日の直前取引日までの直近３か月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値504円（円未満切捨て）に対し5.16%のディスカウント、発行決議日の直前取引日までの直近６か月の当社普通株式の普通取引の終値の平均値423円（円未満切捨て）に対し13.00%のプレミアムとなる金額であります。

なお、当社及び当社監査役による本新株式の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株式の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本新株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役３名（うち社外監査役３名）全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」

にも準拠していることから、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、上記の決定方法に基づき本新株式の払込金額を決定するとした取締役会の判断については、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

なお、当社取締役である福井真人氏は、ゼノアック HD の取締役を兼任しており、特別利害関係人に該当するため、ゼノアック HD に割り当てる本新株式の発行条件等に関するゼノアック HD との協議及び当社における協議・決議の場には参加しておりません。

②本新株予約権

上記「１．募集の概要 ※本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨」に記載のとおり、今般の発行においては、同時に 2026 年９月期決算短信を公表するとともに、各株式割当予定先との関係の深化を目的とした本新株式の発行を公表しており、当該公表を受けての値動きを予測することは困難であるといえます。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び新株予約権割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本 顕三、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼いたしました。赤坂国際会計は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び新株予約権割当予定先との間で締結予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。また、赤坂国際会計は、評価基準日（2026 年 11 月 10 日）の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（519 円）、ボラティリティ（62.6％）、予定配当額（０円／株）、無リスク利子率（1.8％）及び市場出来高を含みます。）を想定して評価を実施しております。当社は、当該評価を参考にして、発行決議日時点の本新株予約権１個当たりの払込金額を、第 19 回新株予約権につき 228 円、第 20 回新株予約権につき 187 円（赤坂国際会計による評価と同額）と決定しました。

また、各本新株予約権の行使価額は、当社の資金需要、希薄化の規模及び現状の株価を考慮した行使の蓋然性等を考慮してマッコーリーとの間で協議した結果、第 19 回新株予約権は、2026 年 11 月 10 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 115.61％に相当する額である 600 円とし、第 20 回新株予約権は、当初、2026 年 11 月 10 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 192.68％に相当する額である 1,000 円としており、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されております。また、第 20 回新株予約権について行使価額修正選択権が行使された場合における行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、マッコーリーとの間での協議を経て８％としておりますが、下限行使価額が発行決議日の直前取引日の終値の 50％に相当する金額に設定されており、類似の新株予約権の発行例と比べても特に不合理な水準ではないと考えております。なお、各本新株予約権の当初行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての新株予約権割当予定先の見通しを示すものではありません。

なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役３名（うち社外監査役３名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の発行価額を決定するとした取締役会の判断については、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による最大新規発行株式数 1,046,000 株（議決権数 10,460 個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数 2,146,000 株（議決権数 21,460 個）を合算した株式数は 3,192,000 株（議決権数 31,920 個）であり、2026 年９月 30 日現在の当社発行済株式総数 8,593,200 株及び総議決権数 85,830 個を分母とする希薄化率は 37.15％（議決権ベース 37.19％）となる見込みです。これにより既存株主におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じます。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数 2,146,000 株に対し、当社過去６か月間（2026 年５月から 2026 年 10 月まで）における１日当たり平均出来高は 219,269 株となっております。したがいまして、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である２年間（年間取引日数：246 日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大となった場合、１日当たりの売却数量は約 4,362 株であり、上記過去６か月間における１日あたりの平均出来高の 1.99％にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

また、本新株予約権について、新株予約権の行使及び行使により発行された株式の売却が短期間に集中するリスクは一定程度存在する一方で、当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があります。

本資金調達は当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、当社及び当社の既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。当社といたしましては、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

本新株式及び本新株予約権の発行により、希薄化率が 25％以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社独立社外取締役吉野公一郎氏、当社独立社外監査役本川雅啓氏及び当社独立社外監査役山口要介氏の３名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。

以上の点を勘案し、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

６．割当予定先の選定理由等

(１)割当予定先の概要

＜本新株式＞

①　丸石製薬株式会社

①	名称	丸石製薬株式会社
②	所在地	大阪市鶴見区今津中二丁目４番２号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員・井上勝人
④	事業内容	各種医薬品等の製造販売
⑤	資本金	２億8,500万円（2026年９月30日現在）
⑥	設立年月日	1936年11月５日（創業1888年）
⑦	発行済株式数	3,700,000株（2026年３月31日現在）
⑧	決算期	３月31日
⑨	従業員数	491名（2026年３月31日現在）
⑩	主要取引先	株式会社メディセオ、アルフレッサ株式会社、東邦薬品株式会社、株式会社スズケン、AbbVie Inc.、キッセイ薬品工業株式会社、第一三共株式会社、日興製薬株式会社、セントラル硝子株式会社、Laboratorio Reig Jofre S.A.、MSD株式会社、ニプロ株式会社、B. Braun Melsungen AG
⑪	主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社みずほ銀行
⑫	大株主及び持株比率	一般社団法人丸石共済会　10.2% 江崎グリコ株式会社　7.0% 株式会社三井住友銀行　5.0% 丸石製薬従業員持株会　4.9% 株式会社三菱UFJ銀行　4.3% 株式会社Ｒ．Ｓ．ＩＮ　3.3% 株式会社みずほ銀行　3.1% 井上　勝人　3.0%
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	当社の普通株式100,000株（2026年９月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合1.16%）を保有しております（2026年11月11日現在）。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と丸石製薬は、2020年８月に脊髄損傷急性期治療薬に関する国内独占的販売許諾契約を、2026年９月に組換えヒトHGFタンパク質を有効成分とする声帯瘢痕治療薬（KP-100LI）に関する独占的販売許諾等に関する契約をそれぞれ締結しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
純資産（千円）	43,151,449	46,072,721	47,893,273
総資産（千円）	60,744,168	63,269,729	64,631,623
１株当たり純資産（円）	11,662.55	12,452.08	12,944.12
売上高（千円）	42,378,314	46,024,911	48,359,243
営業利益（千円）	1,015,415	3,160,264	3,124,217
当期利益（千円）	2,204,115	3,106,271	2,024,052
１株当たり当期純利益(円)	595.70	839.53	547.04

1株当たり配当金（円）	50	55	55

(注)上記表は、別途記載のある場合を除き、2026年9月30日現在におけるものです。

② ゼノアックホールディングス株式会社

①	名称	ゼノアックホールディングス株式会社
②	所在地	福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1番地の1
③	代表者の役職・氏名	代表取締役　福井邦顕
④	事業内容	グループ会社への経営指導、不動産賃貸、ゴルフ練習場
⑤	資本金	1億円（2026年9月30日現在）
⑥	設立年月日	2021年4月1日
⑦	発行済株式数	3,266,000株（2026年9月30日現在）
⑧	決算期	3月31日
⑨	従業員数	8名（2026年9月30日現在）
⑩	主要取引先	日本全薬工業、ゼノジェンファーマ、一般顧客
⑪	主要取引銀行	東邦銀行、大東銀行
⑫	大株主及び持株比率	福井寿一　22.9% 福井邦顕　10.8% 福井真人　9.7% 福井謙　5.6%
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	ゼノアックHDの完全子会社である日本全薬工業株式会社は、当社の普通株式500,840株（2026年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合5.83%）を保有しており、ゼノアックHDの完全子会社であるゼノジェンファーマ株式会社は、当社の普通株式50,000株（2026年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する割合0.58%）を保有しております（2026年11月11日現在）。
	人的関係	当社の取締役である福井真人氏は、ゼノアックHDの取締役を兼任しております。
	取引関係	ゼノアックHDの完全子会社である日本全薬工業株式会社は、当社の組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造を受託しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
純資産	9,281,868千円	9,337,723千円	9,403,400千円
総資産	10,000,987千円	9,956,716千円	9,990,079千円
1株当たり純資産（円）	3,062	3,048	3,058
純収益	178,808千円	152,262千円	104,121千円
営業利益	△133,735千円	△124,913千円	△159,764千円
当期利益	249,506千円	96,680千円	106,503千円
1株当たり当期純利益(円)	76.3	29.6	32.6
1株当たり配当金（円）	12.5	12.5	25.0

(注)上記表は、別途記載のある場合を除き、2026年9月30日現在におけるものです。

＜本新株予約権＞

①	名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
②	所在地	Level 1, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000, Australia
③	代表者の役職・氏名	会長 G. R. スティーブン AC (G.R. Stevens AC) CEO S. グリーン (S. Green)
④	事業内容	商業銀行
⑤	資本金	10,264 百万豪ドル（連結）(1,125,756 百万円/2026 年３月 31 日現在)
⑥	設立年月日	1983 年４月 26 日
⑦	発行済株式数	普通株式 696,603,664 株 (2026 年３月 31 日現在)
⑧	決算期	３月 31 日
⑨	従業員数	15,101 人 (2026 年３月 31 日現在)
⑩	主要取引先	個人及び法人
⑪	主要取引銀行	―
⑫	大株主及び持株比率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%
⑬	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

⑭ 最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	2024 年３月期	2025 年３月期	2026 年３月期
連結純資産	2,108,380 百万円	2,160,088 百万円	2,695,934 百万円
連結総資産	33,543,473 百万円	35,259,517 百万円	50,790,724 百万円
１株当たり連結純資産(円)	3,026.66	3,100.89	3,870.11
連結純収益	1,140,523 百万円	1,120,122 百万円	1,655,620 百万円
連結営業利益	401,836 百万円	417,321 百万円	778,838 百万円
連結当期利益	287,152 百万円	323,727 百万円	659,286 百万円
１株当たり連結当期純利益(円)	412.22	464.72	946.43
１株当たり配当金（円）	294.30	300.01	558.95

（注）上記の「最近３年間の経営成績及び財政状態」に記載の金額は、便宜上、2024 年３月期は、2024 年３月 29 日現在の外国為替相場の仲値である１豪ドル＝98.61 円、2025 年３月期は、2025 年３月 31 日現在の外国為替相場の仲値である１豪ドル＝93.97 円、2026 年３月期は、2026 年３月 31 日現在の外国為替相場の仲値である１豪ドル＝109.68 円に換算し記載しております。

（２）割当予定先を選定した理由

① 丸石製薬

丸石製薬は、2026 年９月 30 日付で当社普通株式 100,000 株（同日現在の当社発行済株式総数に対する割合 1.16%）を保有しており、2020 年８月に脊髄損傷急性期治療薬に関する国内独占的販売許諾契約を、また、2026 年９月 16 日付の「声帯瘢痕治療薬の日本における独占的販売許諾等に関する契約書の締結に関するお知らせ」において開示しているとおり、2026 年９月に組換えヒト HGF タンパク質を有効成分とする声帯瘢痕治療薬に関する独占的販売許諾等に関する契約をそれぞれ締結するなど、当社の主要パイプラインの販売先として非常に重要なポジションを有しております。

当社の資金需要を踏まえ調達可能な資金額を最大限確保するための方策として、既存株主であり、重要な取引先でもある丸石製薬との紐帯強化は、当社の企業価値の拡大に大きく寄与すると考え、同社との協議

を経て、同社が当社株式を引き受ける意向であることを確認できましたので、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

② ゼノアック HD

ゼノアック HD の完全子会社である日本全薬工業株式会社は、2026 年９月 30 日付で当社普通株式 500,840 株（同日現在の当社発行済株式総数に対する割合 5.83%）を保有する当社の筆頭株主であり、当社の組換えヒト HGF タンパク質原薬の製造を受託いただいている非常に重要な取引先であります。

当社の資金需要を踏まえ調達可能な資金額を最大限確保するための方策として、既存株主であり、重要な取引先でもある日本全薬工業株式会社の完全親会社であるゼノアック HD との紐帯強化は、当社の企業価値の拡大に大きく寄与すると考え、同社との協議を経て、同社が当社株式を引き受ける意向であることを確認できましたので、本新株式の割当予定先として選定いたしました。

③ マッコーリー

当社は、本資金調達における資金調達方法の検討にあたり、既存株主への影響に加え、上記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当できる資金を調達することができるか否かを検討していたところ、複数の証券会社及び金融機関から資金調達手法に関する提案を受けておりました。その中で、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社より、マッコーリー・バンク・リミテッドを新株予約権の割当予定先とする行使価額修正条項付新株予約権を含む資金調達スキームの提案を受けました。

当該提案について検討した結果、①マッコーリー・グループが豪州証券取引所（ASX）に上場するグローバル金融グループであり、オーストラリア健全性規制庁（APRA）の監督下にあること、②日本市場において 20 年以上にわたり資金調達及び資本ソリューション業務を展開しており、日本の上場企業に対する新株予約権の第三者割当による資金調達において豊富な実績を有していること、③当社の資金需要の規模・時期及び株価への影響等を総合的に考慮した柔軟なスキーム設計が提案されたこと、④払込みに必要な十分な財務基盤を有していること、を総合的に勘案し、マッコーリー・バンク・リミテッドを本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

（注）マッコーリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

＜本新株式＞

本新株式について、当社は、株式割当予定先である丸石製薬及びゼノアック HD より、本新株式を中長期に保有する意向である旨を、口頭で確認しております。また、株式割当予定先が本新株式の発行から２年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告する旨及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を締結いたします。

＜本新株予約権＞

マッコーリーの斡旋を行う同社のグループ会社であり、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社を通じた、当社とマッコーリーとの協議において、同社の保有方針は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社とマッコーリーとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本新株予約権買取契約を締結する予定です。

また、本新株予約権買取契約において、当社とマッコーリーは、第 20 回新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第１項及び同施行規則第 436 条第１項から第５項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 13 条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にマッコーリーが第 20 回新株予約権を行使することにより取得される株式数の合計が、第 20 回新株予約権

の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本新株予約権買取契約において合意する予定です。

① マッコーリーが制限超過行使を行わないこと

② マッコーリーが第 20 回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第 20 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと

③ マッコーリーが第 20 回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること

④ マッコーリーは、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で上記①及び②に定める事項と同様の内容を約させること

⑤ 当社はマッコーリーによる制限超過行使を行わせないこと

⑥ 当社は、マッコーリーからの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社とマッコーリーが合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

なお、第 19 回新株予約権は、行使価額が修正されない固定行使価額型の新株予約権であり、上記制限超過行使に係る定めはありません。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 丸石製薬

当社は、丸石製薬に係る 2026 年３月 31 日付決算書、2026 年３月 31 日付預金口座残高証明書及び 2026 年９月 30 日付の預金口座の入出金明細の各写しを受領し、丸石製薬に割り当てる本新株式に係る払込みに要する資金に相当する資産を保有していることを確認いたしました。

② ゼノアック HD

当社は、ゼノアック HD から、本新株式に係る払込みに要する資金は金融機関からの借入を原資として調達する旨の報告を受けており、また、ゼノアック HD が本新株式を引き受けるにあたり融資を受ける予定の貸越専用当座貸越契約書の写し（貸主：株式会社大東銀行、貸越極度額 200,000,000 円、返済期限 2027 年８月 31 日）をもって確認しております。

③ マッコーリー

当社は、マッコーリーの 2026 年３月期のアニュアルレポート（豪州の平成 13 年（2001 年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2026 年３月 31 日現在の新株予約権割当予定先における連結ベースでの現金及び現金同等物が 55,532 百万豪ドル（円換算額：6,090,749 百万円）、参照為替レート：109.68 円（株式会社三菱 UFJ 銀行 2026 年３月 31 日時点仲値）であることを確認しており、本新株予約権の払込み及び行使に必要かつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。なお、2026 年４月１日以降、マッコーリーにおいて、その財務状況に大きな変更がないことを口頭にて確認しております。

以上より、各割当予定先について、本新株式の発行並びに本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

（5）割当予定先の実態

① 丸石製薬

当社は、丸石製薬から、同社が反社会的勢力とは無関係であり、反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しています。さらに、株式会社東京エス・アール・シー（東京都目黒区上目黒４丁目２６番４号、代表取締役：中村勝彦）から、丸石製薬による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を 2026 年 10 月５日に受領しております。また当社は、丸石製薬の役員及び主要株主について、インターネット上のデータベース検索を利用し、反社会的勢力等との関わり等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み複合的に検索することにより、その関わりを調査し、その結果、反社会的勢

力等との関わりを疑わせるものは検出されておりません。以上に基づき、丸石製薬が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を取引所に提出しています。
② ゼノアックHD
当社は、ゼノアック HD から、同社が反社会的勢力とは無関係であり、反社会的勢力と関係を有する取引先及び従業員を有していないことを、口頭で確認しています。さらに、株式会社東京エス・アール・シー（東京都目黒区上目黒４丁目２６番４号、代表取締役：中村勝彦）から、ゼノアック HD による反社会的勢力等との関与の事実が確認されなかった旨の調査報告書を 2026 年 10 月５日に受領しております。また当社は、ゼノアック HD の役員及び主要株主について、インターネット上のデータベース検索を利用し、反社会的勢力等との関わり等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み複合的に検索することにより、その関わりを調査し、その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものは検出されておりません。以上に基づき、ゼノアックHDが反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を取引所に提出しています。
③ マッコーリー
新株予約権割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドは、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの 100%子会社であり、マッコーリー・ビーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁 APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けておりますマッコーリー・グループ・リミテッドの 100%子会社であります。日本においては、マッコーリーの関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、マッコーリーの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社はマッコーリーの担当者との面談によるヒアリング及び APRA ホームページ、マッコーリーのアニュアルレポート等で確認しております。また、マッコーリー、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、マッコーリーからその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、マッコーリー並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

（６）株券貸借に関する契約
本新株予約権の発行に伴い、マッコーリーは、日本全薬工業株式会社より当社普通株式について借株（貸借株数上限：420,500 株、貸株料：０％）を行う予定です。マッコーリーは、マッコーリーが本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

（７）ロックアップについて
本新株予約権買取契約において、以下の内容が合意される予定です。
本新株予約権買取契約の締結日から、①本新株予約権の行使期間の満了日、②当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、③当社がマッコーリーの保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び④本新株予約権買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、マッコーリーの事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。
但し、①本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の普通株式の発行、②本新株式の発行、③株式分割又は株式無償割当てに伴う当社の株式の交付、④吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、⑤当社の株式報酬制度に基づき当社の普通株式を交付する場合及び当社のストック・オプション制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいいます。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合（当該ストック・オプションの行使により株式を交付する場合を含みます。）、並びに⑥当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携若しくは資本提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含みます。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が、当社に対する金融

を提供することを主たる目的として業務上の提携又は資本提携を行うものでもない場合に限ります。）を除きます。

７．募集後の大株主及び持株比率

割当前		割当後	
日本全薬工業株式会社	5.83%	丸石製薬株式会社	6.17%
株式会社SBI証券	5.15%	日本全薬工業株式会社	4.25%
山田　哲夫	2.09%	株式会社SBI証券	3.75%
MSIP CLIENT SECURITIES	1.68%	ゼノアックホールディングス株式会社	3.55%
米澤　仁志	1.63%	山田　哲夫	1.53%
高山　二郎	1.40%	MSIP CLIENT SECURITIES	1.23%
上田八木短資株式会社	1.30%	米澤　仁志	1.19%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	1.27%	高山　二郎	1.02%
安達　喜一	1.26%	上田八木短資株式会社	0.95%
服部　祐昌	1.16%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	0.92%

（注）１．持株比率は2026年９月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
２．上記の割合は、小数点以下第３位を四捨五入して算出しております。
３．マッコーリーの本新株予約権の保有目的は純投資であり、同社は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、マッコーリーによる当社普通株式の長期保有は約束されておりませんので、割当後の大株主及び持株比率にマッコーリーは記載しておりません。
４．割当後の持株比率は2026年９月30日現在の発行済株式総数に、本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式を加えて算出しております。なお、本新株式の株式数は、本新株式が、１株当たり発行決議日の直前取引日の終値である519円の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額で発行されると仮定した場合の見込数であり、株式割当予定先である丸石製薬及びゼノアック HD のそれぞれに対する割当予定金額である３億円及び２億円のそれぞれを発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額である478円で除した数（100株未満切捨て）として算出しております。実際の発行数は、丸石製薬及びゼノアック HD のそれぞれに対する割当予定金額である３億円及び２億円のそれぞれを条件決定日に決定される発行価額で除した数（100株未満切捨て）となります。

８．今後の見通し

本新株式及び本新株予約権の発行による当期の業績に与える影響は軽微であります。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定です。

９．企業行動規範上の手続に関する事項

今般の第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで当社は、本資金調達が既存株主に対して大規模な希薄化を生じさせることに鑑み、本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性と相当性について調査の上、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱し、本第三者委員会より、2026年11月11日付で以下の内容の意見書を入手しております。

（意見の概要）

１　結論

本第三者割当の必要性及び相当性のそれぞれについて、認められるものと考えます。

２　理由

（１）必要性

当社担当者の説明によれば、本資金調達の必要性は以下のとおりです。

2026 年９月に米国での脊髄損傷急性期を対象とし開発を進めている組換えヒト HGF タンパク質について、米国食品医薬品局（以下「FDA」といいます。）に対し、米国における第Ⅲ相臨床試験の開始に向けた新薬治験開始申請（IND 申請）を提出し、2026 年 10 月に FDA による審査期間が終了し、IND が発効しました。その米国での治験準備をさらに進めるにあたり、治験用製剤製造の準備や追加非臨床試験の実施等の準備資金及び 2023 年９月から取り組んでおりますクラリス・バイオセラピューティクス社との組換えヒト HGF タンパク質の原薬製造法効率化研究資金等に充当することを目的として、本新株式及び本新株予約権を発行いたします。

また、当社担当者の説明によれば、本資金調達による調達資金は、以下の記載のとおり充当することが予定されています。

①米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用

米国での治験準備に必要な治験用製剤の試験製造費用として 3.6 億円、非臨床試験費用として 1.2 億円、治験準備に必要な CRO やコンサルティング会社に支払うフィーで 1.5 億円、その他米国での脊髄損傷医薬品市場の市場調査費用として 0.3 億円の合計 6.7 億円を充当する予定

②新たな製造方法による組換えヒト HGF タンパク質原薬の製造体制の構築準備費用

新たな製造方法による組換えヒト HGF タンパク質原薬の製造体制の構築準備に係る費用として 6.4 億円を充当する予定

③国内原薬製造

新たに国内での適正原薬在庫量を確保するため、調達資金のうち、原薬製造費用として 3.1 億円を充当する予定

④運転資金

今回調達する資金のうち 5.7 億円を 2026 年 12 月から 2028 年９月までの人件費、支払報酬、地代家賃、旅費交通費等の一般管理費の一部を運転資金として充当する予定

以上、合計約 22 億円の資金調達を必要とする当社の説明は、取締役会等で報告されている当社の実情に相違なく、また、それぞれの資金使途は、当社の基本的な経営戦略を実行することに関係するものであって、当社の企業価値を向上するために必要と認められます。したがって、第三者委員会としては、本資金調達の必要性が認められると考えます。

（２）相当性

(ア) 他の資金調達手段との比較

当社担当者によれば、本資金調達を選択するに際して、他の資金調達方法として以下のものを検討し、いずれも今回の資金調達方法としては適切ではないとの結論に至ったとのことです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きい。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化への懸念は払拭されるが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難である。

③ MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、転換価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きい。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねら

れるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあるが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想される。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社は最近２年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

⑤ 社債又は借入による資金調達

社債又は金融機関等からの借入による資金調達は、既存株主の持分に希薄化を生じさせないというメリットがある一方で、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性がある。また、当社の現状の財務状況や、今回目標としている調達規模に鑑みると、現時点において社債又は金融機関からの借入による資金調達を行うことは事実上困難であると考えられる。

第三者委員会としては、以上の検討過程に不合理な点は見当たらず、他の資金調達手段との比較という観点で、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行に相当性が認められると考えます。

（イ）割当先について

第三者委員会は、丸石製薬及びゼノアック HD の相当性を検討すべく、株式会社東京エス・アール・シーが作成した調査報告書（2026 年 10 月５日付）を検討し、丸石製薬及びゼノアック HD について特に問題が指摘されていないことを確認しました。また、第三者委員会は、両社における資金の十分性についても確認しました。

また、第三者委員会は、マッコーリーの割当先としての相当性について、マッコーリーの属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社が行ったマッコーリーの担当者との面談によるヒアリング結果及びオーストラリア健全性規制庁 APRA（Australian Prudential Regulation Authority）ホームページ、マッコーリーのアニュアルレポート等によって確認しております。また、マッコーリーにおける資金の十分性についても確認しました。

以上の検討に照らして、第三者委員会としては、割当先の相当性について問題がないと考えております。

（ウ）発行条件について

①本新株式

本新株式１株当たりの発行価額は、条件決定日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額を下回る場合、発行決議日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額とする。）とされています。その結果、条件決定日において決定される本新株式１株当たりの払込金額が、発行決議日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額を上回ることはあっても、下回ることはありません。このような本新株式１株当たりの発行価額の決定方法は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものといえ、特に不合理な点は認められないと考えます。

②本新株予約権

当社と重要な利害関係がなく、同種又は類似の取引においても算定実績のある外部の第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率及び市場出来高等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いてそれぞれの本新株予約権の公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、この評価額が妥当であることを前提として決定される発行決議日時点における各本新株予約権１個の払込金額は、特に有利な金額には該当しないと考えられます。

また、条件決定日において、上記と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として、それぞれの本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、条件決定日に決定される本新株予約権の払込金額は、算定機関が上記方法により算定する条件決定時の本新株予約権の公正価値を上回ることはあっても、下回ることはありません。

以上から、本日決定された又は条件決定日において決定される本新株予約権の発行価額は発行条件として相当であると認められます。

本新株式及び本新株予約権の発行価額以外の発行条件について、当社が各割当先との間で交渉している契約書のドラフトを確認し、当該交渉を担当する当社の代理人弁護士からも特に問題が指摘されていないことを確認しており、特に不合理な点を認識しておりません。

以上から、第三者委員会は、本新株式及び本新株予約権の発行価額その他の発行条件に関する相当性に問題はないと考えております。

(エ) 希薄化について

本第三者割当において本新株式が発行され、また本新株予約権の全てが行使された場合、既存株主の持株比率について大きな希薄化という不利益が発生することになります。しかし、本第三者割当の必要性に関して検討したとおり、本第三者割当で調達した資金は、米国での脊髄損傷急性期の第Ⅲ相試験の準備推進費用、新たな製造方法による組換えヒトHGFタンパク質原薬の製造体制の構築準備費用、国内原薬製造、運転資金に充当されることを考えますと、本第三者割当は当社の企業価値向上に資するものであり、当社の株主において株式価値向上というメリットがあって、それは希薄化という不利益を上回るものと評価できると考えられます。なお、本第三者割当において丸石製薬及びゼノアック HD に対して発行する本新株式の数は、それぞれ、３億円及び２億円を条件決定日において決定される本新株式の１株当たりの発行価額で除した数（100 株未満切捨て）として決定されるため、発行決議日時点では確定していません。もっとも、上記のとおり、本新株式の１株当たりの発行価額は、発行決議日の直前取引日の終値の 92%に相当する金額を下回って決定されることはないため、本第三者割当によって生じる既存株主の持株比率についての希薄化が、発行決議日時点の想定を上回って生じることはありません。

以上から、第三者委員会としては、この観点からも、本第三者割当について合理性が認められると考えます。

10. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(１)最近３年間の業績

決算期	2024年９月期	2025年９月期	2026年９月期
売上高（千円）	80,038	72,215	442,922
営業利益又は営業損失（△）（千円）	△817,882	△909,452	△813,446
経常利益又は経常損失（△）（千円）	△754,961	△914,755	△810,072
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△756,453	△916,255	△813,642
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	△118.21	△133.92	△105.32
１株当たり配当金（円）	－	－	－
１株当たり純資産額（円）	306.87	182.30	131.41

（注）2026 年９月期の数値は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。

(２)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026 年９月 30 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	8,593,200 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	382,000 株	4.45%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

（注）上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

（3）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024年９月期	2025年９月期	2026年９月期
始　　値	801円	843円	464円
高　　値	1,328円	1,322円	601円
安　　値	394円	460円	287円
終　　値	847円	462円	501円

② 最近６か月間の状況

	2026年６月	７月	８月	９月	10月	11月
始　　値	390円	328円	319円	437円	503円	550円
高　　値	394円	380円	463円	527円	741円	579円
安　　値	287円	307円	310円	410円	479円	451円
終　　値	331円	324円	442円	501円	559円	519円

（注） 2026年11月の株価については、2026年11月10日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年11月10日
始　　値	500円
高　　値	529円
安　　値	500円
終　　値	519円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第16回新株予約権の発行

払込期日	2025年８月１日
発行新株予約権数	17,000個
発行価額	総額1,003,000円（新株予約権１個当たり59円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,415,403,000円（差引手取金概算額1,404,103,000円） （内訳） 新株予約権発行による調達額：　1,003,000円 新株予約権行使による調達額：1,414,400,000円
募集時における発行済株式数	6,837,200株
募集時における潜在株式数	1,700,000株（新株予約権１個につき100株）
募集後における発行済株式数	8,537,200株
割当先	EVO FUND
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：17,000個（残新株予約権数０個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	722百万円

発行時における資金使途	①脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用（480 百万円） ②声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用（247 百万円） ③運転資金（677 百万円）
発行時における支出予定時期	①2025 年 10 月～2028 年９月 ②2025 年 10 月～2028 年９月 ③2025 年 10 月～2027 年９月
変更後の資金使途	①脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用（254 百万円） ②声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用（348 百万円） ③運転資金（120 百万円）
変更後の支出予定時期	①2025 年 10 月～2028 年９月 ②2026 年 10 月～2028 年９月 ③2025 年 10 月～2026 年９月
現時点における充当状況	脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用（上記①）として、2025 年 10 月より 2026 年９月時点で 103 百万円充当済みであります。 また、運転資金（上記③）として、2025 年 10 月より 2026 年９月時点で 120 百万円充当済みであります。 なお、残りの 499 百万円については、脊髄損傷急性期を対象とする追加臨床開発費用（上記①）及び声帯瘢痕を対象とする市販用製剤開発費用（上記②）に、変更後の支出予定時期のとおりそれぞれ充当する予定あります。

（注）　資金使途及び支出予定時期の変更の内容及び理由については、上記「２．募集の目的及び理由　（１）募集の背景　③前回資金調達の状況及び支出予定時期の変更」をご参照ください。

別紙１

クリングルファーマ株式会社

新株式発行要項

１．募集株式の種類及び数

募集株式の種類は普通株式とし、その数は、3億円を下記2項の記載に従って算出される1株当たり払込金額で除した数（100株未満切捨て）の株式数とする。

２．募集株式の払込金額

募集株式の1株当たりの払込金額は、本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年11月18日から2026年11月20日までの間のいずれかの日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前取引日の終値とする。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、当該金額が2026年11月11日（以下「発行決議日」という。）の直前取引日の終値の92%に相当する金額を下回る場合、募集株式の1株当たりの払込金額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

３．払込金額の総額

上記第2項の記載に従って算出される1株当たり払込金額に上記第1項記載の株式数を乗じた金額とする。

４．申込期日

2026年12月7日

５．払込期日

2026年12月7日

６．増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

７．募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株式を丸石製薬株式会社に割り当てる。

８．払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　茨木支店

９．その他

(1)　会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)　その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙２

クリングルファーマ株式会社

新株式発行要項

１．募集株式の種類及び数

募集株式の種類は普通株式とし、その数は、2億円を下記2項の記載に従って算出される1株当たり払込金額で除した数（100株未満切捨て）の株式数とする。

２．募集株式の払込金額

募集株式の1株当たりの払込金額は、本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年11月18日から2026年11月20日までの間のいずれかの日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前取引日の終値とする。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、当該金額が2026年11月11日（以下「発行決議日」という。）の直前取引日の終値の92%に相当する金額を下回る場合、募集株式の1株当たりの払込金額は、発行決議日の直前取引日の終値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。

３．払込金額の総額

上記第2項の記載に従って算出される1株当たり払込金額に上記第1項記載の株式数を乗じた金額とする。

４．申込期日

2026年12月7日

５．払込期日

2026年12月7日

６．増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

７．募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株式をゼノアックホールディングス株式会社に割り当てる。

８．払込取扱場所

株式会社みずほ銀行　茨木支店

９．その他

(1)　会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3)　その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙３

クリングルファーマ株式会社第19回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

クリングルファーマ株式会社第19回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年12月7日

3. 割当日

2026年12月7日

4. 払込期日

2026年12月7日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,073,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,730個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり228円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年11月18日から2026年11月20日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第18項に定める方法と同様の方法で算定された結果が同額を上回る場合には、条件決定日にかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、600円とする。但し、行使価額は第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

11. 行使価額の調整

(1)　当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2)　新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} - \begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array}\right) \times \begin{array}{c}\text{調整前行使価額により}\\ \text{当該期間内に交付された株式数}\end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) ①当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価}-\text{1株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「**1株当たりの配当**」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に

到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日（以下に定義する。）目以降これを適用する。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年12月8日から2028年12月8日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行　千里中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

(1)　上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2)　その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

別紙４

クリングルファーマ株式会社第20回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

クリングルファーマ株式会社第20回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2026年12月7日

3. 割当日

2026年12月7日

4. 払込期日

2026年12月7日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコーリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,073,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5)　割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,730個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権1個当たり187円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2026年11月18日から2026年11月20日までの間のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第18項に定める方法と同様の方法で算定された結果が同額を上回る場合には、条件決定日にかかる算定結果に基づき決定される金額とする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)　本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初1,000円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1)　当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降第12項に定める期間の満了日まで、本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、本新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2026年11月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整する。）（以下「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

「**取引日**」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「**修正日**」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

(2)　行使価額は260円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。その場合、第11項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本

項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の株式報酬制度に基づき当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社のストック・オプション制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}\right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) ①当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「**1株当たりの配当**」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用す

る新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6)　上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7)　行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年12月8日から2028年12月8日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1)　当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2)　当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行　千里中央支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上